

## 令和4年度第4四半期における専決処理（報告）

令和5年6月7日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、令和4年度第4四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

### 2. 内容

令和4年度第4四半期においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係88件及び放射性同位元素等の規制に関する法律関係8件の計96件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

令和4年度第4四半期における専決処理案件（概要）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（88件）

- (1) 原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 8件（別表1～8）  
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設に係る保安規定の変更の認可（別表2）
- (2) 原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 38件  
（別表9～46）  
例：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る核物質防護規定の変更の認可（別表32）
- (3) 原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 7件（別表47～53）  
例：四国電力会社伊方発電所1号炉廃止措置計画の変更の認可（別表47）
- (4) 核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 4件（別表54～57）  
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所に係る核燃料物質の使用の変更の許可（別表54）
- (5) 核燃料物質の使用者に係る合併及び分割の認可関係 1件（別表58）  
例：三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可（別表58）
- (6) 核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係 2件  
（別表59～60）  
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）における核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可（別表59）
- (7) 核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 8件  
（別表61～68）  
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可（別表62）
- (8) 核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係 2件（別表69～70）  
例：三菱電機株式会社神戸製作所の核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可  
（別表69）
- (9) 国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係 7件  
（別表71～77）

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの計量管理規定の変更認可について（別表74）

(10) 指定情報処理機関事業計画等の認可関係 2件（別表78～79）

例：指定情報処理機関（核物質管理センター）に係る令和5年度事業計画及び収支予算の認可（別表78）

(11) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 9件（別表80～88）

例：使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の増設に係る東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可（別表80）

**2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係（8件）**

(12) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 8件

（別表89～96）

例：足利赤十字病院における放射線発生装置の許可使用に係る変更の許可

（別表89）

## 1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	○令和4年12月9日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)におけるJRR-4利用施設の施設管理者の変更に係る原子炉施設の保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、JRR-4の利用施設の保守に関する業務が職務として定められていることを確認。 ○令和5年3月6日に認可。	研究炉等審査部門
2		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○令和4年7月12日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖原型炉もんじゅ(敦賀市)における、廃止措置第2段階への移行に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置第2段階への移行に係る廃止措置計画変更認可を踏まえ、第2段階で必要な性能維持施設を維持管理することが適切に定められていること等を確認。 ○令和5年2月3日に認可。	研究炉等審査部門
3		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○平成25年12月27日付け(平成26年11月10日、令和4年6月30日、令和5年1月20日及び令和5年2月3日付けで一部補正)で、新規規制基準の施行、新知見反映等に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、新規規制基準対応の施設を用いた火災、内部溢水、自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の対応における当該施設の活用並びに教育・訓練の実施について適切に定められていること等を確認。 ○令和5年2月15日に認可。	実用炉審査部門
4		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和4年5月23日付け(令和4年12月2日付けで一部補正)で、1号炉及び2号炉の特定重大事故等対処施設の設置等に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、特定重大事故等対処施設を用いた航空機衝突等への対応及び重大事故等への対応における当該施設の活用並びに教育・訓練の実施について適切に定められていること等を確認。 ○令和5年1月13日に認可。	実用炉審査部門
5		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和4年6月9日付け(令和4年9月12日付けで一部補正)で、1号炉及び2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号炉の海水ポンプの廃止に伴う希釈水量の減少を考慮し、海水中における放射性物質の濃度を原子炉の運転中と同等に維持するよう放出管理目標値を設定していること、1号炉の全ての使用済燃料の3号炉への輸送完了に伴い、1号炉の使用済燃料ピットを貯蔵可能な使用済燃料ピットから除外すること等を確認。 ○令和5年2月7日に認可。	実用炉審査部門
6		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和4年11月11日付けで、受動形個人線量計の導入等に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の改正に伴い、外部被ばく線量測定に用いる線量計を電子線量計から受動形個人線量計へ変更すること等を確認。 ○令和5年3月14日に認可。	実用炉審査部門

7	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和4年11月11日付けで、受動形個人線量計の導入に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の改正に伴い、外部被ばく線量測定に用いる線量計を電子線量計から受動形個人線量計へ変更すること等を確認。 ○令和5年3月22日に認可。	実用炉審査部門	
8	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和4年12月23日付けで、安全性向上評価の実施に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、安全性向上評価の実施に伴い不要となる発電用原子炉施設の定期的な評価に係る保安規定条文及び関連する記載が適正に削除されていること等を確認。 ○令和5年3月30日に認可。	実用炉審査部門	
9	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社)	○令和4年9月16日付け(令和4年10月12日付け補正)で、三菱原子燃料株式会社(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:事業所内における新たな防護区域の設定 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
10	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社)	(9と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月23日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
11	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設)	○令和4年8月19日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請の概要:高速実験炉「常陽」周辺防護区域における監視カメラ及び見張人の詰所の防護設備の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門	

12	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設)	(11と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
13	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	○令和4年8月19日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請の概要:見張人の詰所の防護設備の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
14	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	(13と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
15	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和4年6月30日付け(令和4年8月25日付け補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:生体認証装置の核物質防護規定への記載、文書体系の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
16	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	(15と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月12日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

17	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和4年9月29日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動の責任者を社長に変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
18	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	(17と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月12日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
19	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和4年9月15日付け(令和4年11月14日付け補正)で、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 耐震補強工事に伴う防護区域外防護対象枢要設備に対する防護措置の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	(19と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月23日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
21	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和4年11月22日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 防護区域境界の防護措置に係る追加の措置を予め規定 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

22	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	(21と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和4年7月12日付け(令和4年11月14日付け補正)で、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:1号機出入管理建物設置工事に伴う防護措置の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	(23と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和4年7月12日付け(令和4年11月14日付け補正)で、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:新設フェンス設置に伴う立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
26	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	(25と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年2月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和2年4月7日付け(令和4年10月12日及び令和5年2月8日付け補正)で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門



28	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	(27と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年2月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和4年12月2日付け(令和5年1月12日付け補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:周辺防護区域及び防護区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
30	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(29と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年2月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
31	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和4年10月27日付け(令和5年1月6日付け補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:立入制限区域の変更及び変更に伴う防護設備の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	(31と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年2月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和4年8月9日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:アクセスルート整備に伴う周辺防護区域境界設備の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

34	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	(33と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年2月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
35	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ)	○令和4年11月21日付け(令和5年1月19日付け補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織体制の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
36	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ)	(35と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年3月15日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ)	○令和2年4月7日付け(令和4年11月18日付け補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ)	(37と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	○令和4年7月27日付け(令和4年10月14日付け補正)で、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:地下連絡道の周辺防護区域境界の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

40	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	(39と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年3月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
41	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和4年12月22日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:立入制限区域、周辺防護区域の変更及び設備更新に伴う防護設備の仕様概要の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
42	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	(41と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年3月23日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
43	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和2年4月7日付け(令和4年11月14日付け補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
44	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	(43と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年3月15日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
45	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	○令和2年4月7日付け(令和4年10月31日付け補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

46		原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	(45と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
47	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所1号炉)	○令和4年2月15日付けで、1号炉の海水ポンプの廃止に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号炉海水ポンプの廃止に伴う希釈水量の減少を考慮し、放射性液体廃棄物の年間放出量を設定していること等を確認。 ○令和5年2月7日に認可。	実用炉審査部門
48		原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所2号炉)	○令和4年2月15日付け(令和4年9月12日付けで一部補正)で、1号炉の海水ポンプの廃止に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号炉海水ポンプの廃止に伴う希釈水量の減少を考慮し、放射性液体廃棄物の年間放出量を設定していること等を確認。 ○令和5年2月7日に認可。	実用炉審査部門
49		原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1号炉)	○令和4年12月2日付け(令和5年1月31日付けで一部補正)で、受動形個人線量計の導入に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、受動形個人線量計の導入に伴い、個人の外部被ばく線量を測定するシリコン半導体検出器を性能維持施設から除外し、個人の外部被ばくの線量管理については、保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づく下部規程に定めて運用すること等を確認。 ○令和5年3月22日に認可。	実用炉審査部門
50		原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所2号炉)	○令和4年12月2日付け(令和5年1月31日付けで一部補正)で、受動形個人線量計の導入に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、受動形個人線量計の導入に伴い、個人の外部被ばく線量を測定するシリコン半導体検出器を性能維持施設から除外し、個人の外部被ばくの線量管理については、保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づく下部規程に定めて運用すること等を確認。 ○令和5年3月22日に認可。	実用炉審査部門

51	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所3号炉)	○令和4年12月2日付け(令和5年1月31日付けで一部補正)で、受動形個人線量計の導入に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、受動形個人線量計の導入に伴い、個人の外部被ばく線量を測定するシリコン半導体検出器を性能維持施設から除外し、個人の外部被ばくの線量管理については、保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づく下部規程に定めて運用すること等を確認。 ○令和5年3月22日に認可。	実用炉審査部門	
52	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所4号炉)	○令和4年12月2日付け(令和5年1月31日付けで一部補正)で、受動形個人線量計の導入に伴う変更認可申請あり。 ○審査の結果、受動形個人線量計の導入に伴い、個人の外部被ばく線量を測定するシリコン半導体検出器を性能維持施設から除外し、個人の外部被ばくの線量管理については、保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づく下部規程に定めて運用すること等を確認。 ○令和5年3月22日に認可。	実用炉審査部門	
53	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○令和4年6月28日付け(令和5年1月18日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖原型炉もんじゅ(敦賀市)における、廃止措置第2段階への移行に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、第2段階で実施するしゃへい体取出し等の作業内容が適切に定められていること等を確認。 ○令和5年2月3日に認可。	研究炉等審査部門	
54	核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和4年8月30日付け(令和4年12月26日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)の高レベル放射性物質研究施設における東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの分析等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年2月6日に許可。	研究炉等審査部門
55		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター)	○令和4年9月9日付け(令和5年1月13日付けで一部補正)で、公益財団法人核物質管理センターから、六ヶ所保障措置センター(六ヶ所村)におけるグローブボックスへの消火器接続配管の設置等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても火災等による損傷の防止に係る設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年2月6日に許可。	研究炉等審査部門	

56			核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について (東京大学大学院工学系研究科原子力専攻)	○令和4年10月20日付け(令和5年2月28日付けで一部補正)で、国立大学法人東京大学から、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻(東海村)における汚染検査に使用する検出器の追加等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても汚染を検査するための設備に係る設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年3月8日に承認。	研究炉等審査部門
57			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所)	○令和4年11月25日付け(令和5年3月13日付けで一部補正)で、三菱マテリアル株式会社から、エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所(那珂市)における開発試験第IV棟の廃止等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、開発試験第IV棟の廃止に当たって、汚染検査の結果から汚染はないとしていること、全ての放射性廃棄物が事業所内の固体廃棄施設に搬出されていること等を確認。 ○令和5年3月28日に許可。	研究炉等審査部門
58	核燃料物質の使用施設に係る合併及び分割の認可関係	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による合併及び分割の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用施設に係る分割の認可について(MHI原子燃料株式会社)	○令和5年1月6日付け(令和5年2月3日付けで一部補正)で、三菱原子燃料株式会社(東海村)及びMHI原子燃料株式会社(東海村)から、核燃料物質の使用者である三菱原子燃料株式会社の事業のうち加工の事業を分割し、核燃料物質の使用者としての地位をMHI原子燃料株式会社に承継させることに伴う分割認可申請あり。 ○審査の結果、三菱原子燃料株式会社が受けた核燃料物質の使用の許可に係る全ての使用施設等及び核燃料物質を一体として、MHI原子燃料株式会社へ承継させること、及び承継前と同様な保安管理体制を構築すること等を確認。 ○令和5年3月8日に認可。	研究炉等審査部門
59	核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区))	○令和4年10月21日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)における放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに係る規定の追加等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものについて、管理区域から搬出するまでの混在防止の保安上の措置が定められていること等を確認。 ○令和5年1月11日に認可。	研究炉等審査部門
60			核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和4年12月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)におけるプルトニウム燃料技術開発センターの組織改正に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても、使用施設等の管理を行う者の職務及び組織が定められていること等を確認。 ○令和5年2月6日に認可。	研究炉等審査部門

61	核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○令和4年9月21日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:燃料研究棟施設における保管廃棄施設の設定及び燃料棒貯蔵棚の削除に伴う変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
62		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	(61と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
63		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○令和4年8月19日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:見張人の詰所の防護設備の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
64		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	(63と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
65		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	○令和4年8月19日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:照射装置組立検査施設の周辺防護区域における監視カメラ及び見張人の詰所の防護設備の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門



66	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	(65と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
67	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所使用施設等)	○令和4年12月21日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:プルトニウム燃料技術開発センターの課統合に係る組織変更及び記載の適正化(核燃料物質使用変更届に伴う核燃料物質の量(最大存在量)の変更) ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門	
68	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所使用施設等)	(67と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年3月15日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
69	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係	原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について(三菱電機株式会社神戸製作所)	○令和4年11月16日付け(令和5年2月21日付けで一部補正)で、三菱電機株式会社から、神戸製作所(神戸市)における廃止措置計画の認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置対象施設について、解体撤去せず再利用していること、核燃料物質の使用及び貯蔵の実績がなく汚染がないこと等を確認。 ○令和5年3月3日に認可。	研究炉等審査部門
70		核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について(石塚硝子株式会社本社・岩倉工場)	○令和5年1月12日付け(令和5年3月17日付けで一部補正)で、石塚硝子株式会社から、本社・岩倉工場(岩倉市)における廃止措置計画の認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置対象施設について、解体撤去せず再利用していること、核燃料物質を保有していないこと、既に実施した汚染検査により汚染がないことを確認していること等を確認。 ○令和5年3月28日に認可。	研究炉等審査部門	



71	国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	計量管理規定の変更認可について(PDRファーマ株式会社 千葉工場)	○令和4年10月3日付け(令和5年1月4日付けで一部補正)でPDRファーマ株式会社から、事業所名称の変更等に伴う千葉工場(山武市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和5年1月10日に認可。	保障措置室
72			計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大型放射光施設RI実験棟)	○令和4年12月23日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料物質使用施設許可の取得等に伴う大型放射光施設RI実験棟(佐用町)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、核燃料物質使用施設許可の取得等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和5年1月17日に認可。	保障措置室
73			計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所)	○令和5年1月18日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、工程洗浄の進捗等に伴う核燃料サイクル工学研究所(東海村)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、工程洗浄の進捗等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和5年3月10日に認可。	保障措置室
74			計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ)	○令和5年2月8日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、組織改正に係る計量管理組織の変更等に伴う高速増殖原型炉もんじゅ(敦賀市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正に係る計量管理組織の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和5年3月20日に認可。	保障措置室
75			計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門)	○令和5年3月7日付けで国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、組織改正に係る組織名称の変更等に伴う量子生命・医学部門(千葉市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正に係る組織名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和5年3月28日に認可。	保障措置室

76			計量管理規定の変更認可について(株式会社GSユアサ環境統括部)	○令和5年3月13日付けで株式会社GSユアサから、事業所名称の変更に係る計量管理責任者の職位の変更等に伴う環境統括部(京都市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更に係る計量管理責任者の職位の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和5年3月28日に認可。	保障措置室
77			計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人MHI原子力研究開発株式会社 燃料ホットラボ施設、燃料実験施設、ウラン実験施設)	○令和5年3月17日付けでMHI原子力研究開発株式会社から、組織名称の変更に係る計量管理組織の改正に伴う燃料ホットラボ施設、燃料実験施設及びウラン実験施設(東海村)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織名称の変更に係る計量管理組織の改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和5年3月30日に認可。	保障措置室
78	指定情報処理機関事業計画等の認可関係	原子炉等規制法第61条の17第1項の規定による指定情報処理機関の事業計画等の認可及び変更の認可に関すること。	令和5年度事業計画及び収支予算の認可について(情報処理機関)	○令和5年3月10日付け(令和5年3月30日付けで一部補正)で、指定情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターから、令和5年度事業計画及び収支予算の認可申請あり。 ○審査の結果、同センターの情報処理能力、経理的基礎その他業務の信頼性確保の観点から適当と認められることを確認。 ○令和5年3月31日に認可。	保障措置室
79		原子炉等規制法第61条の23の20において準用する第61条の17第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の事業計画の認可及び変更の認可に関すること。	令和5年度事業計画及び収支予算の認可について(保障措置検査等実施機関)	○令和5年3月10日付け(令和5年3月30日付けで一部補正)で、指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センターから、令和5年度事業計画及び収支予算の認可申請あり。 ○審査の結果、同センターの保障措置検査等実施能力、経理的基礎その他業務の信頼性確保の観点から適当と認められることを確認。 ○令和5年3月31日に認可。	保障措置室
80	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和4年10月21日付け(令和5年1月13日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、使用済セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)の増設に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本施設の増設により、今後の使用済 HIC の想定発生量に対して十分な保管容量を確保できること、増設分に対しても遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること等を確認した。 ○令和5年2月2日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

81	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和3年11月5日付け(令和5年2月10日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本施設の設置により、令和6年度末時点の瓦礫類の想定発生量に対して十分な保管容量が確保できること等を確認した。 ○令和5年2月21日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
82	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和4年10月20日付け(令和5年2月28日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、瓦礫等一時保管エリアの設定、解除及び変更等に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、一時保管エリアの変更等により、2024年度末時点の瓦礫類の想定発生量に対して十分な保管容量が確保できること、また、固体廃棄物管理の体制を一元化することで当該部署の責任及び権限が明確になっていること等から固体廃棄物の管理に必要な体制が適切に整備されること等を確認した。 ○令和5年3月7日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
83	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和5年1月26日付け(令和5年3月16日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、個人線量の評価用測定器変更に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、法令上の外部被ばく線量の評価には受動形個人線量計を使用するとともに、日々の作業における線量管理を目的として電子式個人線量計を引き続き使用することなどから、発電所における放射線管理が適切に実施されること等を確認した。 ○令和5年3月22日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
84	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和3年6月24日付け(令和5年3月14日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、1号機原子炉建屋大型カバーの設置等に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、1F耐震要求に照らした耐震設計上の区分が適切に設定され、当該区分に適用される地震力に対して十分耐えられる設計としていること、また、地震時における重要度の高い安全機能を有する設備への波及的影響を適切に考慮していること等を確認した。 ○令和5年3月23日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
85	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	○令和4年8月19日付け(令和4年9月2日、令和4年10月24日付け補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。 ○申請概要:防潮堤設置工事に伴う周辺防護区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

86	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	(85と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年1月23日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
87	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	○令和4年10月3日付け(令和4年12月2日付け補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。 ○申請概要:工事車両の道路整備に伴う立入制限区域等の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
88	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	(87と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

## 2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
89	放射性同位元素等の使用の許可または変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (足利赤十字病院)	○令和4年4月15日付け(令和4年12月23日付け一部補正)で、日本赤十字社から、足利赤十字病院(足利市)において、放射線発生装置(直線加速装置)を1台を追加することについて、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年1月20日に許可。	放射線規制部門
90			放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (日本大学生物資源科学部付属家畜病院)	○令和4年12月16日付けで、学校法人日本大学から、日本大学生物資源科学部付属家畜病院(藤沢市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新、遮蔽物の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年1月27日に許可。	放射線規制部門
91			放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (聖マリアンナ医科大学病院)	○令和4年12月19日付けで、学校法人聖マリアンナ医科大学から、聖マリアンナ医科大学病院(川崎市)において、遮蔽物に係る変更について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年2月13日に許可。	放射線規制部門
92			放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所)	○令和4年10月28日付けで、国立研究開発法人産業技術総合研究所から、つくば中央第二事業所(つくば市)において、研究計画の見直しのため、放射線発生装置(直線加速装置)の使用室を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年2月16日に許可。	放射線規制部門
93			放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院)	○令和4年12月19日付けで、地方独立行政法人広島市立病院機構より、広島市立広島市民病院(広島市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新、遮蔽物の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年2月24日に許可。	放射線規制部門

94		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (横浜市立みなと赤十字病院)	○令和4年11月7日付け(令和5年1月24日及び令和5年2月16日付け一部補正)で、日本赤十字社から、横浜市立みなと赤十字病院(横浜市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新、遮蔽物に係る変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年3月2日に許可。	放射線規制部門
95		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (大阪府済生会中津病院)	○令和5年1月26日付けで、社会福祉法人恩賜財団済生会から、大阪府済生会中津病院(大阪市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新、遮蔽物の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年3月9日に許可。	放射線規制部門
96		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (社会医療法人厚生会中部国際医療センター)	○令和4年12月26日付け(令和5年2月15日付け一部補正)で、社会医療法人厚生会から、中部国際医療センター(美濃加茂市)において、放射線発生装置(サイクロロン)1台を追加することについて、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年3月22日に許可。	放射線規制部門